

平成29年度 第6回香取市農業委員会総会議事録

平成29年9月5日

9月5日(火)香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第7 報告第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第8 報告第2号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は17名で、その氏名は下記のとおり

1番	松 枝 和 夫	2番	越 川 定 勝
3番	富 澤 克 彦	4番	寺 島 美 幸
5番	飯 森 孝	6番	片 野 壽 夫
7番	海 老 澤 武	9番	鵜 澤 幹 司
10番	林 藤 江	11番	菅 谷 樹 雄
13番	篠 塚 正 悟	14番	高 木 甚 一
15番	伊 藤 はつ子	16番	高 木 重 樹
17番	伊 藤 寛	18番	栗 林 利 男
19番	大 堀 潔		

1. 欠席委員2名、その氏名は下記のとおり

8番	高 松 多可史	12番	内 山 勝 己
----	---------	-----	---------

1. 事務局職員出席者

事務局長 篠 塚 和 広 管理班長 高 岡 晃

農地班長 越 川 泰 克 主 査 滑 川 典 文
主 査 高 橋 亮 太 郎

開会 午後 2時55分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、17名です。

欠席委員は8番 高松多可史委員、12番 内山勝己委員でございます。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成29年度第6回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、3番 富澤克彦委員、13番 篠塚正悟委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第8 報告第2号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成29年9月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは1ページから6ページで、整理番号は1番から8番です。

1ページから3ページの整理番号1番は譲渡人が経営移譲年金を受給中のため、使用貸借期間満了による親子間の再設定であります。

次に、5ページの整理番号5番は譲受人が農業経営独立のため、譲渡人の義父から農地を借受けるものであります。

次に、4ページの整理番号4番は、譲受人の法人が農地所有適格法人として農業経営に新規参入するため、法人の構成員である譲渡人から農地を借受けるものであります。

次に、3ページの整理番号2番、4ページの整理番号3番、5ページの整理番号6番、7番、6ページの整理番号8番は、それぞれ譲受人が農業経営規模拡大を図ることを目的として、売買により所有権移転を受けるものであります。

以上、8件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班 班長 伊藤はつ子委員。

15番伊藤委員 去る、8月29日、火曜日、午後1時30分より市役所301会議室において、第5班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は8件であります。

案件については、写真および書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 議案第1号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第1号 整理番号5番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号5番について、10番 林委員。

10番林委員 整理番号5番について、説明いたします。

この申請は、親子間の使用貸借権の設定でありまして、子供が○○○のための○○○作物を栽培するため、父の農地に使用貸借権の設定を行うものです。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号 整理番号5番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 整理番号5番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第1号の1件を除く、7件について、審議いたします。

担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、4番 寺島委員。

4番寺島委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者である子と使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番について、6番 片野委員。

6番片野委員 整理番号2番について、香取推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、地元農家である譲受人が農業経営の規模拡大のため農地を取得したい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号3番、4番の2件について、9番 鵜澤委員。

9番鵜澤委員 整理番号3番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅前の農地を取得し耕作したい意向がありまして、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は自宅前であることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われ

れます。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号4番につきまして、小倉推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として農業経営に参入するため、譲渡人で法人の構成者でもある、〇〇氏の所有農地に賃借権の設定を行うものであります。

当該法人は、〇〇〇〇〇の栽培を計画しており、経営面積は1ヘクタールを目標としております。

経営計画や農作業計画、栽培作物等については香取農業事務所改良普及課の指導を受けており、賃借権設定後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号6番について、12番 内山委員ですが、本日欠席により事務局より意見書の代読をお願いいたします。

事務局 代読をさせていただきます。

整理番号6番について、石橋推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業経営の廃止のため農地を処分したい意向があり、地元農家である譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号7番について、13番 篠塚委員。

13番篠塚委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業経営の廃止のため農地を処分したい意向があり、譲受人は農業経営規模拡大、および経営の安定化を図るため、お互いの協議が整い売買にて所有権移転するものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号8番について、15番 伊藤はつ子委員。

15番伊藤委員 整理番号8番について、木内推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人の両親はすでに亡くなり本人は〇〇が〇〇〇なため〇〇に入っております。そのため農地を処分したいという意向があり、近隣農地所有者で、親戚関係でもある譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、3町歩以上経営している親戚農家への売却であり、適正な管理が行われると思われま。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第1号の1件を除く7件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号の1件を除く7件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成29年9月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは7ページから8ページで、整理番号は1番から4番です。

整理番号1番から4番は同一事業のため、関連案件であります。

土砂採取事業の期間延長に伴う、一時転用期間延長の計画変更申請であります。

なお、本申請は平成29年2月28日付けで一時転用期間が満了のため、始末書を添付しております。

以上、4件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班 班長 伊藤はつ子委員。

15番伊藤委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条計画変更承認申請の案件は、4件であります。

整理番号1番から4番について書類等で審査した結果、土採取事業の期間延長に伴う一時転用期間の更新であり、申請の用途に供することの確実性についても問題ないとの意見でした。

したがって、議案第2号については、農地法第5条計画変更承認申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見ですが、整理番号1番から4番の4件については、私の案件

ページは9ページで、整理番号は1番から3番です。

整理番号1番、転用目的は資材置場用地です。

農地区分は第1種農地ではありますが、不許可の例外事由Iの住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

整理番号2番から3番は同一事業のため、関連案件であります。

転用目的は、再生土の埋立てによる農地造成で一時転用です。

農地区分は農振農用地ではありますが、不許可例外事由Cの申請に係る農地を一時的な利用に供するために行うものに該当します。

なお、本件は農地造成であることから、造成終了後は農地に復元する旨の誓約書および作付計画書を添付しております。

また、農振農用地における一時転用であるため、香取市の農政課に意見を求めたところ、特に問題ないとの回答を得ております。

なお、再生土の埋立てについては、面積が3,000㎡以上であることから、千葉県再生土等の埋立等に係る行政指導指針に基づく指導を受けております。

以上、3件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班 班長 伊藤はつ子委員。

15番伊藤委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は3件であります。

このうち、整理番号2番および3番については、現地調査を行いました。

最初に、整理番号1番について、写真および書類等で審査した結果、申請の用途に供することの確実性について問題ないとの意見であり、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

次に、現地調査案件につきましては、再生土による農地造成により窪地を平坦な農地に改良することであり、農地造成終了後は、農地に復元してサツマイモを作付けして耕作することでありますので、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、7番 海老澤委員。

7番海老澤委員 整理番号1番について、坂本推進委員と現地調査を行った結果を報告いたします。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇にある〇〇の〇〇〇を左手に見て、そこから〇キロほど進んだ先を左折した所にあります。

申請者は〇〇の〇〇〇を営んでおり、取扱〇〇量の増加に伴い、既存〇〇置場のスペースがなくなったため、申請地を〇〇置場用地にする計画です。

用水は利用せず、雨水は敷地内自然浸透処理とのことです。

隣接農地はなく、資金計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番、3番の2件について、6番 片野委員。

6番片野委員 整理番号2番、3番につきましては、関連案件ですので一括して香取推進委員と現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所ですが、〇〇〇号線を〇〇方面に向かいまして、〇の〇〇がありますがそこを左折して約〇〇キロほど行った左手になります。

申請地は水はけが悪く、周辺よりも低く窪地状で耕作不便なため、再生土による埋立てにより、有効な耕作地へと改良するため、一時転用し農地造成する計画です。

雨水は敷地内自然浸透処理とのことです。

隣接農地所有者の同意も得ており、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えますが、優良な農地に復元するかどうかの経過観察が必要であると思います。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を付して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成29年9月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。
議案の概要を説明します。

ページは10ページから13ページで、整理番号は1番から11番です。

整理番号1番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は都市計画用途地域内の第一種住居地域のため、第3種農地に該当します。

整理番号2番、転用目的は駐車場および資材置場用地で権利の内容は、所有権移転です。

農地区分は都市計画用途地域内の第一種住居地域のため、第3種農地に該当します。

整理番号3番、転用目的は駐車場および駐輪場用地で、権利の内容は使用貸借権設定です。

農地区分は都市計画用途地域内の第一種住居地域のため、第3種農地に該当します。

11ページの整理番号4番および5番、12ページの整理番号8番および9番の4案件につきましては、転用目的等が同一内容ですので、一括して概要説明いたします。

それぞれ、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容も使用貸借権設定であります。

また、農地区分もそれぞれ農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため第2種農地に該当します。

11ページをお願いします。

整理番号6番、転用目的は専用住宅用地で権利の内容は使用貸借権設定です。

農地区分は第1種農地ではありますが、不許可例外事由Iの住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

整理番号7番、転用目的は専用住宅用地で権利の内容は使用貸借権設定です。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため第2種農地に該当しま

す。

整理番号 10 番、転用目的は専用住宅用地で権利の内容は所有権移転です。

農地区分は第 1 種農地ではありますが、不許可例外事由 I に該当します。

整理番号 11 番、転用目的は事務所および作業場用地で権利の内容は賃借権設定です。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため第 2 種農地に該当します。

なお、本件は転用開発面積が約 2,000 m²に及ぶことから香取市の都市整備課に宅地開発行為の事前協議を申請しております。

また、他法令関係では〇〇〇〇〇〇〇〇〇の一部を出入口として整備することから、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に道路法第 24 条道路施工承認を申請中であります。

以上、11 件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第 5 班 班長 伊藤はつ子委員。

1 5 番伊藤委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第 5 条の案件は 11 件であります。

このうち、11 番の案件については現地調査を行いました。

最初に、書類等で審査した案件については、農地法第 5 条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

次に、現地調査案件についても調査の結果から、他の農地に被害を及ぼす影響もなく、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号 1 番から 3 番の 3 件について、7 番 海老澤委員。

7 番海老澤委員 1 番から 3 番まで、ご説明申し上げます。

まず 1 番でございます。

〇〇〇から〇〇〇〇、そして〇〇〇付近を通過して〇〇〇〇〇〇へ向かう途中〇〇〇の坂を登りきった左手になります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求めらる。平成29年9月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

平成29年度第6次農用地利用集積計画1番から29番までの申請であります。議案書の14ページから27ページです。

賃借権設定の新規14件、88,797㎡、すべて田です。

次に、再設定3件、13,367㎡、このうち田が10,690㎡、畑が2,677㎡です。

次に、農地中間管理事業分ですが、賃借権設定の新規12件、101,909㎡で、このうち田が98,360㎡、畑が3,549㎡です。

以上、29件の第6次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。平成29年9月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

議案書の整理番号1番から6番までの申請です。議案書の28ページから35ページです。

賃借権設定の新規が6件、101,909㎡、このうち田が98,360㎡、畑が3,549㎡です。

以上、6件の農用地利用配分計画については、農地中間管理事業法第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第7 報告第1号から報告第2号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。平成29年9月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は3件であります。

報告第2号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成29年9月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は3件であります。

以上、報告申し上げます。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時50分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人